

# 覚 書

犬山市（以下、「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（雑誌購入費用の負担）

第1条 乙は、犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、甲が購入する次の雑誌の代金を負担する。

	雑 誌 名	広告掲出期間	購入代金
1			
2			
3			
4			
5			

- 2 乙は、前項広告掲出期間の購入代金を甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。
- 3 支払いに必要な一切の費用は乙の負担とする。
- 4 契約の延長にあたっては、第2項及び第3項に規定する支払いを毎年度行うものとする。

（広告の方法）

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。

- 2 スポンサー名の表示と広告は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

（広告の期間）

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を掲出する期間は、\_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日までとする。但し、期間満了の3カ月前までに、甲乙いずれかの書面による解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。また、延長の回数に制限は設けないものとする。なお、このとき購入代金については、別に協議するものとする。

（広告主の責務）

- 第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（定めのない事項に関する疑義）

第5条 本覚書及び実施要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は実施要綱の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地  
犬山市  
代表者 犬山市長

㊟

乙 住所

氏名

㊟